

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目1番1号  
メディアスホールディングス株式会社  
代表取締役社長 池谷保彦

## 第6期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第6期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、誠にお手数ながら、後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年9月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年9月25日(金曜日)午前10時  
(受付開始予定時刻 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレンス・丸の内 会議室
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項
  1. 第6期(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第6期(自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.medius.co.jp>)に掲載させていただきます。

# 事業報告

(自 平成26年7月1日)  
(至 平成27年6月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本銀行による金融緩和や経済政策を背景として、好調な企業収益の改善に伴う設備投資等は順調に回復している一方で、個人消費については株高・原油安を背景として改善しつつあるものの、その回復ペースは緩やかにとどまっております。

医療業界におきましては、平成26年度の診療報酬改定により、急性期病床の絞り込みが図られ、病床再編に動く医療機関が増えてきております。平成26年10月には、医療機関が医療機能の現状と今後の方向性を都道府県に報告する仕組み「病床機能報告制度」が導入され、都道府県はその情報を基に、地域で最適な医療機能の分化と連携を推進させるための地域医療構想（ビジョン）を策定することにより、地域医療機関の自主的な取り組みや相互の連携が一層図られることになりました。また、政府による経済財政改革の基本方針では、データに基づいた地域差を分析、重複受診等を適正化し、その地域差の是正及び後発医薬品の数量シェア目標の引き上げ等の方向性が打ち出されております。平成27年3月には総務省が新たに公立病院改革ガイドラインを出す等、公立病院改革を一層推し進める施策も打ち出されております。

当社グループが属する医療機器販売業界におきましては、経営環境が変化すると予測される医療機関に対して、医療機関の経営改善に繋がる複合的なサービスを継続して提供する必要があると考えております。また、今後は他業界からの参入に加え、業界内においても再編が進むことが予想されます。これら当社グループを取り巻く経営環境に対して、提案型の営業強化や、より一層の経営の効率化並びにコスト削減に対する施策が不可欠であると認識しております。

このような経営環境の下、当社グループは「地域医療への貢献」を経営理念に掲げ、取引先医療機関への医療機器・医療材料の提供のみならず、手術室業務支援ソフトウェア「サージレール」や医療材料データベース・医療材料分析サービス「メッカル」の提案等、医療機関の経営改善に繋がる複合的なサービスの推進、SPD事業の拡大など積極的な営業活動の展開に努めました。前期においては、消費税率引き上げ前の駆け込み需要等の特殊要因があった一方で、当期は大型の設備案件が前期と比較して減少いたしました。大型備品以外の一般消耗品の売上が堅調に推移したため、売上高は前期比で上回りました。売上総利益率につきましては、前期と同水準を確保いたしました。販売費及び一般管理費については、

人材採用に伴う人件費の増加や平成26年7月に取得した株式会社ジオットの増加の影響がありました。

この結果、当連結会計年度における売上高は146,168百万円(前期比0.1%増)、営業利益は677百万円(同57.7%減)、経常利益は1,033百万円(同49.4%減)、当期純利益は433百万円(同55.3%減)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① 医療機器販売事業

医療機器販売事業では、消耗品については、循環器関連商品は償還価格の引き下げによる納入価格の低下の影響がありましたが、その他分野は新規獲得したSPD契約による消耗品売上のベースアップもあり、堅調に進みました。備品については、前期は大型の放射線機器等の案件がありましたが、医療機関の経営環境の変化や消費税率引き上げによる医療機関の設備投資意欲減退の影響を主要因として当期は大型の案件等はなく、画像診断装置や内視鏡等診断機器等の販売があったものの、前期に比べて売上高は減少しました。この結果、売上高は142,621百万円(前期比0.1%増)となりました。利益面では、消耗品については償還価格の引き下げによる影響や医療機関からの値下げ要求もありましたが、SPD契約を足掛かりとした販売増加による利益の獲得や主要仕入先からの共通購買の実施による売上原価率の低減、販売促進リベート獲得の効果があり、ほぼ前期と同水準の利益率を確保いたしました。備品については、前期比で売上高は減少しましたが、超音波診断装置や内視鏡等の備品販売において利益が確保できたことにより、利益率は前期比で上昇をいたしました。この結果、売上総利益は13,808百万円(同1.2%増)となりました。

またセグメント利益(営業利益)は、4,252百万円(同12.8%減)となりました。

#### ② 介護・福祉事業

介護・福祉事業は、既存顧客へのPR強化や新規顧客の獲得も順調に進んでおり、介護福祉機器の販売及びレンタルともに好調に推移し、売上高は3,547百万円(前期比1.1%増)となりました。利益については前期よりも売上原価が低減したことにより売上総利益は1,435百万円(同5.4%増)となりました。

またセグメント利益(営業利益)は、367百万円(同7.6%増)となりました。

(注)当社グループのセグメントは、次のとおりであります。

医療機器販売事業……(医療機器販売事業)

国内の医療機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた医療機器(備品・消耗品)を、国内の病院等医療施設に販売しております。

(医療機器の修理及びメンテナンス事業)

当社グループが病院等医療施設に販売した医療機器の修理及びアフターサービス、病院等医療施設との保守契約に基づく医療機器全般のメンテナンスを行っております。

介護・福祉事業……国内の介護福祉機器メーカー・代理店・商社等より仕入れた介護福祉機器(備品・消耗品)を、国内の病院等医療施設及び一般個人に販売しております。また、介護福祉機器の一般個人へのレンタルを行っております。

(2) 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した資金調達のうち、主なものは以下のとおりであります。

(当社)

平成26年10月に公募及び第三者割当による新株式発行(公募：133,000株、第三者割当：60,000株)並びに自己株式の処分(100,000株)を行い、736,329千円の資金調達を行いました。平成26年11月にオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による新株式発行(17,900株)を行い、44,371千円の資金調達を行いました。

また、運転資金に充てるため、取引金融機関より長期借入金500,000千円の資金調達を行いました。

(株式会社栗原医療器械店)

運転資金に充てるため、取引金融機関より長期借入金1,660,000千円の資金調達を行いました。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は783,576千円であります。(うち当社グループで使用する基幹システム等の機能強化を中心とした費用360,169千円)

- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- (5) 事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分若しくは新株予約権等の取得または処分  
当社は、平成26年7月1日付をもって、株式会社ジオットの株式取得及び平成26年7月2日を効力発生日として、完全子会社化を目的とした簡易株式交換を行い、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。
- (8) 財産及び損益の状況

区 分	第3期 平成24年6月期	第4期 平成25年6月期	第5期 平成26年6月期	第6期 (当連結会計年度) 平成27年6月期
売上高(千円)	132,833,577	134,010,543	145,969,388	146,168,943
経常利益(千円)	1,117,697	1,719,662	2,041,955	1,033,962
当期純利益(千円)	447,421	896,227	968,569	433,295
1株当たり 当期純利益(円)	154.56	314.63	333.55	137.98
総資産(千円)	43,852,221	40,180,931	43,272,878	46,493,144
純資産(千円)	5,612,154	6,462,677	7,305,066	8,519,975
1株当たり 純資産(円)	1,951.49	2,269.97	2,515.59	2,627.85

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

## (9) 対処すべき課題

政府は高齢化進展による2025年問題を見据え、診療報酬の見直し、病院の機能分化等の医療提供体制の整備を図っており、医療機器販売業界では償還価格の下落や競争激化による利益率の低下という影響を受けています。医療機器メーカーによるリスク低減施策としての大手ディーラーへの取引先集約という動きもあることから、中小企業の多い医療機器販売業界においては、企業規模、商圏の拡大を目的とした経営統合の誘因が一層強まるものと考えられます。

このような状況の中、当社グループが中長期的な成長を維持して企業価値の最大化を図っていくために取り組むべき課題は次のとおりであります。

### ① 競争力の強化

当社グループの成長戦略の中核となる地域は、国内最大の市場である東京都を中心とする首都圏です。今までに培ったノウハウと情報ネットワークを活用して、医療機器の販売だけでなく病院物流管理システムの構築や医療材料データベースの提供、医療材料の消費分析、病院経営セミナーの開催等、病院の経営改善に総合的に貢献できる企業として引き続き首都圏の医療機関へ積極的に提案を行い、市場シェアの獲得へ繋げるとともに、東海地区・北関東地区・東北地区における体制の更なる盤石化を図る方針です。

また、当社グループは品質管理体制や物流システムを更に強化して、医療機関の皆様が医療機器を安全に、安心してお使いいただけるように取り組んでまいります。

### ② 人材育成

大きな転換期を迎えている医療環境の中で、慣習や経験に囚われることのない自由闊達な社風の醸成と人材の育成を図る方針です。また、グループ横断型の新設分科会による各部門の強化施策や、ITを活用した情報の共有化やeラーニングによる教育のほか、各職位別の教育プログラムの実施により次世代の経営人材育成にも取り組んでいく方針です。

### ③ 効率的な経営体質

当社グループは、効率的な経営体質と内部統制の強化を目的として、基幹システムを開発し、グループ事業会社各社に導入いたしました。当該システムにおいて、主要仕入先の購買業務を共通化し、発注及び購買業務、支払業務及び資金管理を共有化し、業務効率及び資金効率の向上を図っています。中核子会社においては導入から数年が経過し、システム及び運用の両側面において成熟しつつありますが、今後は管理業務の効率化だけではなく、モバイル端末の活用等により営業活動における効率化及び付加価値の向上に繋がるシステム運用を目指し、注力していく方針です。

#### ④ M&Aの推進

当社グループは、多様化する医療機関のニーズに応えるために、M&Aを推進していく方針です。各地域に密着した企業と当社グループの融合により、スケールメリットを活用した斬新な提案や大胆な価格提示等、医療機関の変化に対応した活動に努めてまいります。

#### (10) 主要な事業内容(平成27年6月30日現在)

当社グループは、医療機器の販売及びメンテナンス、介護福祉機器の販売及びレンタルを主な事業として取り組んでおります。

#### (11) 重要な子会社の状況

名 称	資本金 千円	当社の 議決権比率 %	主要な事業内容
協和医科器械株式会社	80,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社栗原医療器械店	80,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売 介護福祉機器の販売及びレンタル
株式会社オズ	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
株式会社メディカルバイオサイエンス	11,000	100	医療機器の修理及びメンテナンス 業務
メディアソリューション株式会社	20,000	100	医療用材料管理業務の受託及び医療 用材料の購買・在庫管理ソフト のASPサービス事業
株式会社ネットワーク	50,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売
株式会社秋田医科器械店	10,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売 及び修理
株式会社ジオット	20,000	100	医療器具及び医療用機器等の販売 及び修理
株式会社ケアフォース	50,000	100	医療機関、介護向け機器の輸入・ 販売

- (注) 1. 議決権比率は子会社による間接所有を含んでおります。  
2. 株式会社ジオットは、平成26年7月2日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。  
3. 株式会社ケアフォースは、平成26年10月1日に設立しております。

(12) 支店及び営業所(平成27年6月30日現在)

① 本社 東京都中央区京橋一丁目1番1号

② 子会社

協和医科器械株式会社

本社	静岡県静岡市駿河区池田156番地の2
支店及び営業所	神奈川県内 2拠点
	静岡県内 5拠点
	愛知県内 5拠点
	山梨県内 1拠点

株式会社栗原医療器械店

本社	群馬県太田市清原町4番地の6
支店及び営業所	群馬県内 3拠点
	埼玉県内 4拠点
	茨城県内 2拠点
	栃木県内 1拠点
	東京都内 5拠点
	千葉県内 2拠点

株式会社オズ

本社	静岡県静岡市駿河区高松二丁目23番39号
営業所	静岡県内 3拠点
	愛知県内 1拠点

株式会社メディカルバイオサイエンス

本社	群馬県太田市清原町1番地の10
営業所	群馬県内 1拠点
	埼玉県内 1拠点
	茨城県内 1拠点

メディアソリューション株式会社

本社	東京都千代田区神田須田町一丁目8番4号
事業本部	群馬県内 1拠点

株式会社ネットワーク

本社	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目21番4号
----	-------------------

株式会社秋田医科器械店

本社	秋田県秋田市仁井田中谷地130番地2
営業所	秋田県内 2拠点

株式会社ジオット

本社	福島県郡山市桑野五丁目14番6号
営業所	福島県内 5拠点

株式会社ケアフォース

本社	東京都千代田区霞ヶ関三丁目2番6号
----	-------------------



(13) 従業員の状況(平成27年6月30日現在)

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,451名	123名増	37.5歳	9.1年

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。

(14) 主要な借入先及び借入額(平成27年6月30日現在)

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	1,091,251千円
(株)静岡銀行	999,530千円
(株)群馬銀行	963,036千円
(株)埼玉りそな銀行	785,750千円
(株)栃木銀行	690,964千円
(株)清水銀行	615,175千円
(株)足利銀行	339,794千円
(株)東邦銀行	140,000千円
水戸信用金庫	138,000千円
(株)中京銀行	134,650千円
(株)東和銀行	106,640千円
(株)商工組合中央金庫	94,060千円
(株)北都銀行	40,000千円
(株)八十二銀行	23,318千円
(株)秋田銀行	20,000千円

2. 当社の株式に関する事項(平成27年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,900,000株  
 (2) 発行済株式の総数 3,242,178株(自己株式78株を除く)  
 (3) 株主数 1,635名  
 (4) 大株主(上位10名)

株主の氏名または名称	持 株 数	持 株 比 率
株式会社エム・ケー	405,000株	12.49%
株式会社イケヤ	320,000	9.86
メディアスホールディングス従業員持株会	261,052	8.05
栗原医療従業員持株会	92,700	2.85
永田 幸夫	90,210	2.78
梅澤 悟	90,200	2.78
池谷 保彦	90,034	2.77
野田 了子	66,150	2.04
アルフレッサホールディングス株式会社	63,800	1.96
福井医療株式会社	60,000	1.85

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成26年7月2日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社ジオットを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、同社を当社の完全子会社といたしました。株式交換に際しては、新株式の発行に代えて、自己株式27,400株を割り当て交付いたしました。

平成26年10月27日を払込期日とする公募及び第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が193,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ244,222,860円増加しております。

平成26年11月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売り出しに関する第三者割当及び新株式の発行により、発行済株式の総数が17,900株、資本金及び資本準備金がそれぞれ22,185,618円増加しております。

### 3. 当社の会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役

(平成27年6月30日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池谷保彦	当社社長執行役員 協和医科器械株式会社取締役 株式会社栗原医療器械店取締役 株式会社オズ取締役 株式会社エヌエイチエス静岡取締役 メディアソリューション株式会社取締役 株式会社イケヤ代表取締役社長
取締役	野中治男	当社常務執行役員営業管理統括本部長 CARNA MEDICAL DATABASE PVT. LTD. 取締役
取締役	芥川浩之	当社執行役員経営推進本部長兼経営企画部長
取締役	梅澤悟	当社専務執行役員 株式会社栗原医療器械店代表取締役社長 株式会社メディカルバイオサイエンス取締役 株式会社秋田医科器械店取締役
取締役	平野清	当社専務執行役員 協和医科器械株式会社代表取締役社長 株式会社オズ取締役
取締役	栗原勝	株式会社栗原医療器械店取締役 株式会社メディカルバイオサイエンス取締役 株式会社ジロット取締役
取締役(社外取締役)	遠山峰輝	株式会社メディアカルクリエイト代表取締役社長 フェアリンク株式会社取締役
取締役(社外取締役)	信友浩一	特定非営利活動法人よりよい地域医療を応援する 会理事長 株式会社信友ムラ事務所代表取締役社長
常勤監査役	小林勝美	メディアソリューション株式会社監査役 認定特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構 監事
監査役	宮崎清英	
監査役(社外監査役)	大澤恒夫	弁護士(大澤法律事務所代表) 桐蔭横浜大学法科大学院教授
監査役(社外監査役)	武内秀明	弁護士(武内法律事務所代表) 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役
監査役(社外監査役)	寺井宏隆	

- (注) 1. 当社は、遠山峰輝氏、信友浩一氏、大澤恒夫氏、武内秀明氏及び寺井宏隆氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役栗原稔氏は、平成26年9月26日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役神田増男氏は、平成26年9月26日開催の第5期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

- ① 取締役 当社は取締役の報酬を職務責任の対価と業績向上への報酬という2つの側面から評価し、取締役会にて決定しております。
- ② 監査役 監査役報酬は、監査役の協議により決定しております。

(3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	取締役 (社外取締役)		監査役 (社外監査役)		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
報酬等	9名 (2名)	115,260千円 (9,600千円)	6名 (4名)	35,700千円 (14,250千円)	15名 (6名)	150,960千円 (23,850千円)

(注) 期末現在の人員数は取締役8名、監査役5名であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者等の兼職の状況

地 位	氏 名	兼職先及び兼職内容
社外取締役	遠 山 峰 輝	株式会社メディカルクリエイト代表取締役社長 フェアリンク株式会社取締役
社外取締役	信 友 浩 一	特定非営利活動法人よりよい地域医療を応援する 会理事長 株式会社信友ムラ事務所代表取締役社長
社外監査役	大 澤 恒 夫	弁護士(大澤法律事務所代表) 桐蔭横浜大学法科大学院教授
社外監査役	武 内 秀 明	弁護士(武内法律事務所代表) 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 株式会社イチケン取締役
社外監査役	寺 井 宏 隆	

(注) 各社外役員の兼職先と当社グループとの間には特別な利害関係はありません。

## ② 主要な活動状況

地 位	氏 名	主要な活動状況
社外取締役	遠 山 峰 輝	当事業年度中に開催された取締役会（21回中18回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社外取締役	信 友 浩 一	当事業年度中に開催された取締役会（21回中17回）に出席し、主に販売戦略や業界分析等について適宜的確な意見を述べました。
社外監査役	大 澤 恒 夫	当事業年度中に開催された取締役会（21回中18回）及び監査役会（13回中11回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社外監査役	武 内 秀 明	当事業年度中に開催された取締役会（21回中21回）及び監査役会（13回中13回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。
社外監査役	寺 井 宏 隆	当事業年度中に開催された取締役会（21回中18回）及び監査役会（13回中12回）に出席し、取締役及び監査役の意思決定の適正性を確保するための質問その他発言ならびに報告を適宜行いました。また、取締役等からの経営・財務・業務の運営等の状況に関するヒアリングならびに常勤監査役及び内部監査室からの監査の実施状況に関するヒアリングを適宜行いました。

## ③ 責任限定契約の概要

### （社外取締役）

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

### （社外監査役）

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (2) 当事業年度に係る報酬等の額

###### ① 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な書類の入手や報告の聴取を通じて、前期の監査実績の分析・評価、監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

###### ② 報酬等の額

54,000千円

###### ③ 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計金額

60,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、公募増資に係るコンフォートレター作成業務に対する対価及び業務効率化・労務管理体制構築支援業務に対する対価を支払っております。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の独立性、品質管理及び監査体制等を勘案し、会計監査人の変更が必要と認める場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会にその旨を通知するものとし、当社取締役会にかかる議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査役会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

##### (5) 責任限定契約の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の契約を締結しております。当該契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ① 有限責任監査法人トーマツの本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、有限責任監査法人トーマツに悪意又は重大な過失があった場合を除き、1,000万円又は有限責任監査法人トーマツの会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、若しくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。
- ② 有限責任監査法人トーマツの行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに有限責任監査法人トーマツに結果を通知するものとする。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は平成27年7月17日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、内部統制システムの基本方針の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

- (1) 当社及び各子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社及び各子会社の取締役及び使用人を対象に、行動規範の周知徹底を継続して行うとともに、コンプライアンスガイドラインを制定し、法令、定款、社内規程、社会通念及び企業理念等、職務の執行にあたり遵守すべき具体的な事項について、当社及び各子会社から成る当社グループ全体の理解を深め、当社グループにおけるコンプライアンスを確保するための体制を構築する。その一環として、当社に、当社グループの取締役（社外取締役を除く。）及び使用人を対象としたコンプライアンス等に関するeラーニング等による社内研修制度を構築し、実施する。
  - ② 当社グループにおけるコンプライアンス体制及びリスク管理体制を推進するために、当社に、当社の代表取締役を委員長とし、当社の取締役及び監査役、各子会社の代表取締役社長を委員とする「コンプライアンス・リスク委員会」を設置し、コンプライアンス及びリスクに関する重要事項の審議を行い、その内容を取締役会及び監査役会に報告する。
  - ③ 当社の取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を期待し、当社と利害関係を有しない社外取締役を選任する。
  - ④ 当社及び各子会社の取締役は、社外で開催されるコンプライアンスに関する各種セミナー等に出席し、理解を高める。
  - ⑤ 当社グループにおけるコンプライアンスに係る通報機能及び相談機能を強化するため、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」を設置するとともに、当該通報を行った者に対して不利な取扱いを行う事を禁止する。

- ⑥ 当社グループは、市民社会に脅威を与える反社会的勢力に対して、断固とした対応で、徹底的にこれを排除し、また付け入る余地を与えないよう配慮する旨を基本方針とする。

当社グループにおける反社会的勢力排除体制としては、対応マニュアル等を制定し、所轄部署を定め運用を行う。また、取引先との間で締結する「取引基本契約書」等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を織込む。

なお、所轄警察署や特殊暴力防止対策連合会等外部機関と連携し、不当要求防止責任者を選出・配置し、問題発生時には顧問弁護士を通じた社内体制を構築する。

- ⑦ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。内部監査を通じて当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、当社グループの使用人の職務執行の適正性を確保する。
- ⑧ 当社の監査役と内部監査室は、毎月連絡会を開催し連携をとり、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

## (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 取締役会等の議事録や稟議書等、当社の取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、社内規程等に従い、適切に保存及び管理を行う。
- ② 当社の取締役及び監査役は、取締役会議事録及び稟議書等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。

## (3) 当社及び各子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループにおけるコンプライアンス、災害・環境・情報セキュリティ等に係る個別のリスクについて、リスクカテゴリーごとに当社及び各子会社の各部門が、それぞれ規程及びマニュアル等に従い、当社及び各子会社の使用人に対する教育・指導を行うものとする。
- ② 大地震等の大規模災害発生時における対策として、当社グループにおいてグループ横断的な「大規模災害BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員、来訪者等の安全、重要業務の継続等を確保するための体制を構築する。
- ③ 当社グループ全体のリスクの認識・リスクの発生の未然防止等の検討をコンプライアンス・リスク委員会にて行う。
- ④ コンプライアンス・リスク委員会にて、リスクマネジメント上重要な課題を審議するとともに、当社及び各子会社が連携をとりながら、グループ横断的見地から、リスク管理体制を整備する。
- ⑤ 他の業務執行部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を実施する。



内部監査を通じて、当社及び各子会社の内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適正性を確保する。

(4) 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び各子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社においては取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催するものとし、各子会社においてはその規模等に応じて、定期的にと取締役会を開催し、必要に応じて臨時にこれを開催する体制を構築させる。
- ② 当社における組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図り、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。
- ③ その他社内規程を整備することにより、当社及び各子会社の取締役の職務の効率的な執行を確保する。

(5) 各子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 当社において「関係会社管理規程」を定め、子会社に対する管理を明確にし、子会社管理部門は各子会社の経営上の重要な事項等について事前に報告を受け、当社及び各子会社において事前協議を行う。
- ② 当社の子会社管理部門は、各子会社における次の事項について、当該会社より遅滞なく報告を受ける。
  - a. 法令、定款に違反する又はその虞がある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項
  - b. 会社に著しく損害を及ぼす虞がある事項
  - c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
- ③ グループを横断した会議体を開催し、営業、物流管理、情報システム、財務・経理、人事その他の経営事項についてグループ横断的な見地から、報告及び検討を行う。
- ④ 必要に応じて各子会社の代表取締役に当社取締役会への出席を求め、その職務の執行状況の報告を受ける。

- (6) その他の当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制  
上記(1)から(5)に掲げるもののほか、下記事項についての体制を構築する。
- ① 当社の子会社管理部門において子会社の指導、育成を推進して、企業集団としての業務の適正性を確保する。
  - ② 当社が、各子会社の管理部門における業務の一部を支援し、日常的に不正・誤謬の発生を防ぐ。
  - ③ 当社の内部監査室は、取締役会が承認した内部統制評価基本計画書に基づき、当社及び各子会社に対する監査を実施し、その結果を当社の代表取締役及び監査役会に報告する。
  - ④ 子会社に対し、必要に応じて当社の規程・マニュアル等を提供するとともに管理・監督し、また必要に応じて教育研修を行う。
- (7) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社グループの内外の者がグループの活動を認識するうえで、財務報告は極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することはグループの社会的な信用維持・向上に資することを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。
  - ② 財務報告に係る内部統制の整備に向けた基本的な計画を報告年度単位に作成し、グループ全体で連携して、連結ベースの財務報告における内部統制の整備を進める。
  - ③ 財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備及び評価に精通した内部監査室によって評価する。
- (8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項、同使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び同使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役の業務補助のため、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には遅滞なく、監査役スタッフ等の監査役を補助する使用人を置く。当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先するものとする。
  - ② 監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限はその業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役及びその他使用人は、監査役を補助する使用人に対し指揮命令権限を有しない。
  - ③ 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定については、事前に常勤監査役の同意を必要とする。

- (9) 当社及び各子会社の取締役及び使用人並びに各子会社の監査役が当社の監査役に報告するための体制、並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社の監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク委員会のほか重要な会議に出席し、業務執行状況並びにコンプライアンス体制及びリスク管理体制の報告を受ける。
  - ② 前記の重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等について、当社の監査役は閲覧し、必要に応じ内容の説明を受ける。
  - ③ 当社の取締役及び使用人は、次の事項を遅滞なく、当社の監査役へ報告するものとし、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築させる。
    - a. 法令、定款に違反する又はその虞がある事項、及び社内規程、コンプライアンスガイドラインに違反する重大な事項
    - b. 会社に著しく損害を及ぼす虞がある事項
    - c. 当局検査、外部監査の結果及び当局等から受けた行政処分等の事項
    - d. その他業務遂行上必要と判断した事項
  - ④ 当社の内部監査室は、その実施した当社グループにおける内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む）を当社の監査役へ報告する。
  - ⑤ 当社の取締役及び使用人は、当社グループのすべての取締役、監査役及び使用人を対象とする社内通報制度であるヘルプライン「Kコール」にて受けた通報の内容を、当社の監査役へ報告する。
  - ⑥ 当社の監査役は、各子会社の監査役と連携し、定期的に又は随時、各子会社の監査役からその監査状況及び各子会社の取締役及び使用人から受けた報告の内容等について報告を受ける。
  - ⑦ 当社の監査役へ報告を行った当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して不利な取扱いを行う事を禁止する。
- (10) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用等に関する事項  
監査役がその職務の執行について必要な費用の支出等については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定していなかった費用の請求をしたときは、当該請求が当該監査役の職務執行に必要なでないことが明らかである場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理をする。
- (11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役会は、監査役監査に関する基準及び基本事項を規定し、監査役監査の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的とした規則を定める。
  - ② 代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査

上の重要課題について、監査役と定期的に意見の交換を行い、相互の認識を深めるよう努める。

- ③ 監査役は、当社の会計監査人から会計内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
- ④ 取締役は、監査役の職務遂行にあたり監査役が必要と認めた場合には、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。
- ⑤ 当社の監査役と各子会社の監査役は、互いに連携を図り、定期的に当社グループの監査役連絡会等を開催するなどして、情報の共有化に努め相互に監査の効果を高める。

(当該体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りです。

(1) 業務執行体制

「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、担当取締役及び各所管部門がそれぞれ分掌された業務をその権限の範囲において執行しております。当社の子会社に対しては、「関係会社管理規程」に基づき、経営企画部が窓口となり、各所管部署が子会社の管理部門に対する継続的な指導及び支援を行っております。

当事業年度においては、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を計9回開催し、定例報告確認事項のほか、取締役会決議事項とされる重要項目について審議・決定するとともに、取締役の職務執行状況等のモニタリングを実施いたしました。また子会社代表取締役社長に対しては、当社の定例取締役会に出席し、その職務の執行状況等についての月次報告を行うよう求め、取締役会による子会社に対するモニタリングを実施いたしました。

また、職務の執行の過程で生じる文書その他の情報については、「文書管理規程」、「稟議規程」及び「機密漏洩防止規程」に基づき保存、管理しております。

(2) コンプライアンス・リスク管理体制、財務報告の信頼性の確保

当社は行動規範として「コンプライアンスガイドライン」(<http://www.medius.co.jp/csr.pdf>)を策定しており、その継続的な周知徹底のため、社内研修としてグループの取締役(社外取締役を除く)及び使用人を対象に、コンプライアンスガイドラインの読み合せ、内部統制・リスク管理に関する基本的知識の習得等の研修(全7回)を実施しております。

代表取締役社長を委員長とし、当社取締役及び監査役並びに各子会社の代表取締役を委員とする「コンプライアンス・リスク委員会」を四半期に1回開催し、社内通報制度「Kコール」の通報内容を含むコンプライアンス及びリスクに関する事項についての報告・検討を実施しております。

代表取締役社長直轄の内部監査室が、年間内部監査計画(内部統制評価基本

計画書及び通常内部監査基本計画書)に基づきグループ各社に対する内部監査を実施し、統制環境、統制活動等の状況についてモニタリングを実施しております。

(3) 反社会的勢力排除への取り組み

所管部署を人事総務部と定め、反社会的勢力排除を目的とした公益社団法人への加入・情報交換を行うほか、「反社排除に関するチェックマニュアル」に基づき契約先が反社会的勢力でないことの調査（取引開始時及び半期ごとの定期実施）等を実施しております。

(4) 監査役関連

常勤監査役の監査補助及び監査役会の事務局業務を行う使用人を選任しております（他の業務との兼務）。当該業務については常勤監査役が直接指示を行っております。また当該使用人の人事評価については常勤監査役より同意を得ております。

代表取締役、担当取締役及び各本部長による会議その他の重要な会議については、その開催時期等を通知して、常勤監査役が当該会議に出席する機会を確保しております。また、内部監査の結果その他業務遂行上重要な事項について、漏れなく常勤監査役に対して報告しております。

当事業年度においては、監査役会の場において、代表取締役社長と監査役との相互認識を深めるための意見交換を行いました。

## 連結貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>39,027,837</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,831,999</b>
現金及び預金	4,300,295	支払手形及び買掛金	28,762,624
受取手形及び売掛金	27,089,869	短期借入金	4,417,753
リース投資資産	50,487	未払法人税等	177,848
商品及び製品	5,990,058	その他	1,473,772
仕掛品	41,544	<b>固 定 負 債</b>	<b>3,141,169</b>
原材料及び貯蔵品	11,580	長期借入金	1,764,415
繰延税金資産	88,848	繰延税金負債	263,254
その他	1,463,604	退職給付に係る負債	712,443
貸倒引当金	△8,450	資産除去債務	16,033
<b>固 定 資 産</b>	<b>7,465,306</b>	その他	385,022
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,002,624</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>37,973,169</b>
建物及び構築物	917,972	<b>純 資 産 の 部</b>	
工具、器具及び備品	280,296	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,052,510</b>
土地	1,715,309	資本金	1,285,270
その他	89,045	資本剰余金	1,395,240
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>943,775</b>	利益剰余金	5,372,134
のれん	241,058	自己株式	△134
その他	702,716	その他の包括利益累計額	467,464
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>3,518,906</b>	その他有価証券 評価差額金	496,808
投資有価証券	1,641,490	退職給付に係る 調整累計額	△29,343
繰延税金資産	286,249	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,519,975</b>
その他	1,660,790	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>46,493,144</b>
貸倒引当金	△69,623		
<b>資 産 合 計</b>	<b>46,493,144</b>		

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		146,168,943
売 上 原 価		130,924,521
売 上 総 利 益		15,244,421
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,567,132
営 業 利 益		677,289
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,776	
受 取 配 当 金	46,819	
仕 入 割 引	373,621	
受 取 手 数 料	59,176	
そ の 他	75,154	557,549
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,589	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	104,688	
株 式 交 付 費	10,036	
そ の 他	21,561	200,876
経 常 利 益		1,033,962
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	929	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27,884	28,813
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,479	
固 定 資 産 除 却 損	18,610	
減 損 損 失	33,203	53,293
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,009,483
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	558,587	
法 人 税 等 調 整 額	17,601	576,188
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		433,295
当 期 純 利 益		433,295

## 連結株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	1,018,862	965,579	5,170,324	△165,272	6,989,493
会計方針の変更による 累積的影響額			827		827
会計方針の変更を反映 した当期首残高	1,018,862	965,579	5,171,151	△165,272	6,990,320
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	266,408	266,408			532,816
株式交換による増加		44,598		35,409	80,008
剰余金の配当			△232,312		△232,312
自己株式の処分		118,653		129,800	248,453
当期純利益			433,295		433,295
自己株式の取得				△71	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	266,408	429,660	200,982	165,138	1,062,189
当 期 末 残 高	1,285,270	1,395,240	5,372,134	△134	8,052,510

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	339,383	△23,810	315,572	7,305,066
会計方針の変更による 累積的影響額				827
会計方針の変更を反映 した当期首残高	339,383	△23,810	315,572	7,305,893
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行			-	532,816
株式交換による増加			-	80,008
剰余金の配当			-	△232,312
自己株式の処分			-	248,453
当期純利益			-	433,295
自己株式の取得			-	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	157,425	△5,533	151,891	151,891
当期変動額合計	157,425	△5,533	151,891	1,214,081
当 期 末 残 高	496,808	△29,343	467,464	8,519,975



(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

協和医科器械(株)

(株)オズ

(株)栗原医療器械店

(株)秋田医科器械店

(株)ジオット

(株)ジオットは平成26年7月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

(2) 非連結子会社の名称

メディアスソリューション(株)

(株)メディカルバイオサイエンス

(株)ネットワーク

(株)ケアフォース

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社メディアスソリューション(株)、(株)メディカルバイオサイエンス、(株)ネットワーク及び(株)ケアフォースは、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

会社等の名称

(株)ケアフォース

(株)ケアフォースは平成26年10月1日に新たに設立し、総資産、売上高は連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんが、当期純損益の重要性が増したため、当連結会計年度より持分法適用非連結子会社となりました。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

メディアソリューション㈱

㈱メディカルバイオサイエンス

㈱ネットワーク

㈱エヌエイチエス静岡

スター・プロダクト㈱

CARNA MEDICAL DATABASE PVT. LTD.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

a 商品 移動平均法

b 仕掛品 個別法

c 貯蔵品 最終仕入原価法

なお、製品、原材料は保有しておりません。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具、器具及び備品 4年～10年

② 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の及ぶ期間(5年)にわたり定額法で償却しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

a 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

**(会計方針の変更に関する注記)**

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が1,309千円減少し、利益剰余金が827千円増加しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 投資有価証券に含まれている非連結子会社及び関連会社株式は373,499千円であります。

2. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保提供資産

現金及び預金	46,600千円
建物及び構築物	260,931千円
土地	598,410千円
投資有価証券	432,862千円
計	1,338,804千円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金	1,277,225千円
短期借入金	353,960千円
長期借入金	445,100千円
計	2,076,285千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 2,533,341千円

4. 保証債務

下記の非連結子会社の仕入債務及び金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

(株)ネットワーク	27,763千円
(株)ケアフォース	250,000千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,242,256株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	232,312	80	平成26年6月30日	平成26年9月29日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年9月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- |           |            |
|-----------|------------|
| ①配当金の総額   | 259,374千円  |
| ②配当の原資    | 利益剰余金      |
| ③1株当たり配当額 | 80円        |
| ④基準日      | 平成27年6月30日 |
| ⑤効力発生日    | 平成27年9月28日 |

## (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療機器の卸売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を金融機関からの借入れにより調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い短期的な預金等で運用し、また、短期的な運転資金を金融機関からの借入れにより調達しております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は、M&Aに必要な資金、設備投資に必要な資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、販売管理規程に従い営業債権について担当部署が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

#### ②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券について定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

#### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2)を参照ください。)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	4,300,295	4,300,295	—
(2)受取手形及び売掛金	27,089,869		—
貸倒引当金※	△8,223		—
	27,081,645	27,081,645	—
(3)投資有価証券	1,042,591	1,042,591	—
資産計	32,424,531	32,424,531	—
(1)支払手形及び買掛金	28,762,624	28,762,624	—
(2)短期借入金	4,417,753	4,417,753	—
(3)長期借入金	1,764,415	1,760,435	△3,979
負債計	34,944,793	34,940,813	△3,979

※受取手形及び売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価算定方法及び有価証券に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は、以下のとおりであります。

区分	連結決算日における 連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの 株式	1,038,225	204,195	834,029
小計	1,038,225	204,195	834,029
連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの 株式	4,365	4,390	△24
小計	4,365	4,390	△24
合計	1,042,591	208,585	834,005

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

これらの時価については、元金利の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。



(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	598,899

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,300,295	—	—	—
受取手形及び売掛金	27,089,869	—	—	—
合計	31,390,164	—	—	—

(注4)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

区分	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,288,166	919,121	550,856	204,421	90,017	—

### (1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 2,627円85銭
- 1株当たり当期純利益 137円98銭

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。  
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が0円25銭増加しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

連結損益計算書上の当期純利益	433,295千円
普通株式に係る当期純利益	433,295千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	3,140,086株

# 貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,508,072</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>7,608,344</b>
現金及び預金	172,452	買掛金	3,303,425
売掛金	1,426	短期借入金	3,975,136
仕掛品	41,544	リース債務	6,177
原材料及び貯蔵品	1,615	未払金	115,298
前払費用	16,710	未払費用	7,032
繰延税金資産	28,741	未払法人税等	20,500
立替金	7,172,259	前受金	125,814
その他の	73,319	預り金	12,375
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,298,522</b>	その他の	42,584
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>121,967</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,028,391</b>
建物	14,320	長期借入金	738,760
工具、器具及び備品	14,606	リース債務	15,529
土地	71,332	繰延税金負債	203,632
リース資産	21,707	退職給付引当金	396
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>553,618</b>	その他の	70,072
ソフトウェア	552,092	<b>負 債 合 計</b>	<b>8,636,735</b>
その他の	1,525	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>5,622,936</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,731,157</b>
投資有価証券	1,001,633	資本金	1,285,270
関係会社株式	4,431,099	資本剰余金	3,023,194
関係会社長期貸付金	95,098	資本準備金	493,982
長期前払費用	3,145	その他資本剰余金	2,529,212
その他の	91,959	利益剰余金	422,826
		利益準備金	65,811
		その他利益剰余金	357,015
		繰越利益剰余金	357,015
		自己株式	△134
		評価・換算差額等	438,701
		その他有価証券	438,701
		評価差額金	438,701
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,169,859</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>13,806,594</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>13,806,594</b>

# 損 益 計 算 書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
経 営 管 理 料	563,718	
業 務 受 託 料	462,301	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	423,762	1,449,781
売 上 原 価		
業 務 受 託 原 価	387,187	387,187
売 上 総 利 益		1,062,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		925,704
営 業 利 益		136,889
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	394	
受 取 配 当 金	7,506	
仕 入 割 引	339,455	
そ の 他	6,823	354,180
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	49,253	
株 式 交 付 費	10,036	
そ の 他	455	59,745
経 常 利 益		431,324
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	27,884	27,884
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,280	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	100,000	
そ の 他	3,329	114,610
税 引 前 当 期 純 利 益		344,598
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	37,954	
法 人 税 等 調 整 額	△23,565	14,389
当 期 純 利 益		330,209

## 株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,018,862	227,573	2,365,959	2,593,533	42,579	282,349	324,929
当期変動額							
新株の発行	266,408	266,408	118,653	385,061			—
株式交換による増加			44,598	44,598			—
利益準備金の積立				—	23,231	△23,231	—
剰余金の配当				—		△232,312	△232,312
当期純利益				—		330,209	330,209
自己株式の取				—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				—			—
当期変動額合計	266,408	266,408	163,252	429,660	23,231	74,665	97,896
当期末残高	1,285,270	493,982	2,529,212	3,023,194	65,811	357,015	422,826

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△164,703	3,772,622	319,706	319,706	4,092,328
当期変動額					
新株の発行	129,230	780,700		—	780,700
株式交換による増加	35,409	80,008		—	80,008
利益準備金の積立		—		—	—
剰余金の配当		△232,312		—	△232,312
当期純利益		330,209		—	330,209
自己株式の取	△71	△71		—	△71
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	118,995	118,995	118,995
当期変動額合計	164,568	958,534	118,995	118,995	1,077,530
当期末残高	△134	4,731,157	438,701	438,701	5,169,859

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの  
移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。
  - (1) 仕掛品  
個別法
  - (2) 貯蔵品  
最終仕入原価法  
なお、原材料は保有しておりません。
3. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	4年～15年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法  
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用していません。
  - (4) 長期前払費用  
定額法

#### 4. 引当金の計上基準

##### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

### (貸借対照表に関する注記)

#### 1. 担保資産及び担保付債務

##### (1) 担保提供資産

投資有価証券 370,062千円

##### (2) 担保付債務

買掛金 662,573千円

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

118,677千円

#### 3. 保証債務

下記の子会社の仕入債務及び金融機関からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

㈱オズ 101,514千円

㈱秋田医科器械店 5,692千円

㈱ネットワーク 27,763千円

㈱ケアフォース 250,000千円

#### 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

短期金銭債権 7,179,246千円

長期金銭債権 95,098千円

短期金銭債務 1,731,610千円

長期金銭債務 66,743千円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引

(1) 営業取引

売上高 1,445,911千円

地代家賃 1,200千円

業務委託費 42,940千円

(2) 営業取引以外の取引高 19,479千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 78株

### (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

前受金 23,898千円

未払事業税 4,512千円

その他 331千円

繰延税金資産(流動)合計 28,741千円

繰延税金資産(固定)

関係会社株式評価損 89,617千円

関係会社株式簿価差額 29,236千円

投資有価証券評価損 4,094千円

その他 2,195千円

繰延税金資産(固定)小計 125,143千円

評価性引当額  $\Delta$ 125,015千円

繰延税金資産(固定)合計 128千円

繰延税金負債(固定)

その他有価証券評価差額金  $\Delta$ 203,760千円

繰延税金負債(固定)合計  $\Delta$ 203,760千円

繰延税金負債(固定)の純額  $\Delta$ 203,632千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった  
主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
住民税等均等割額	0.6%
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△44.1%
評価性引当額の増減	10.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>4.2%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は18,813千円減少し、法人税等調整額が2,256千円、その他有価証券評価差額金が21,070千円、それぞれ増加しております。



(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

計算書類作成会社と関連当事者の取引

計算書類作成会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	協和医科器械㈱	静岡県静岡市駿河区	80,000	医療用機器の販売	所有直接100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 資金の借入 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託 資金の借入	413,327 13,734,015 6,100,000	立替金 短期借入金	3,104,619 —
子会社	㈱オズ	静岡県静岡市駿河区	20,000	医療用機器の販売	所有直接100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 資金の借入 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託 資金の借入 支払利息	61,776 1,617,798 18,400,000 9,679	立替金 短期借入金	432,906 1,700,000
子会社	㈱栗原医療器械店	群馬県太田市	80,000	医療用機器の販売	所有直接100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 資金の借入 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託 資金の借入 支払利息	481,752 20,691,495 14,000,000 7,382	立替金 短期借入金	3,253,453 —
子会社	㈱秋田医科器械店	秋田県秋田市	10,000	医療用機器の販売	所有直接100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託	22,868 574,650	立替金	279,162
子会社	㈱ジオット	福島県郡山市	20,000	医療用機器の販売	所有直接100.0	経営管理の受託 仕入業務の受託 役員の兼任	経営管理 仕入業務受託	25,477 309,753	立替金	98,523
子会社	㈱ケアフォース	東京都千代田区	50,000	医療用・介護用機器の輸入・販売	所有直接100.0	経営管理の受託 債務保証 役員の兼任	経営管理 債務保証	2,331 250,000	—	—
子会社	㈱ネットワーク	東京都渋谷区	50,000	医療用機器の販売	所有直接100.0	経営管理の受託 資金の借入	経営管理 資金の借入	4,802 390,000	短期借入金	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し、当社グループとの関連を有しない会社との取引と同様に決定しております。

(2) ㈱ケアフォースに対する債務保証は、同社の金融機関からの借入金について債務保証を行っております。

3. 仕入業務受託の取引金額は、年間立替総額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,594円56銭
2. 1株当たり当期純利益	105円15銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	330,209千円
普通株式に係る当期純利益	330,209千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式の期中平均株式数	3,140,086株

独立監査人の監査報告書

平成27年 8月12日

メディアスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大須賀 壮人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メディアスホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年8月12日

メディアスホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 谷津 良明 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大須賀 壮人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メディアスホールディングス株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 8月21日

メディアスホールディングス株式会社監査役会

常勤監査役	小林 勝 美	ⓐ
監 査 役	大 澤 恒 夫	ⓐ
監 査 役	武 内 秀 明	ⓐ
監 査 役	宮 崎 清 英	ⓐ
監 査 役	寺 井 宏 隆	ⓐ

【注】監査役 大澤恒夫、監査役 武内秀明及び監査役 寺井宏隆は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

株主配当金につきましては、中長期にわたる経営基盤の強化と事業拡大に必要な内部留保を確保しつつ、その成長に応じた成果の配分を実施することを基本方針としております。

当期につきましては、かかる方針を踏まえ1株につき普通配当金80円とさせていただきますたく存じます。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金80円      総額259,374,240円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行に伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（取締役の責任免除）及び現行定款第40条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款第31条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。</p> <p>(1) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および販売</p> <p>(2) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具のレンタルおよびリース業務</p> <p>(3) 動物用医療機器の販売ならびにレンタルおよびリース業務</p> <p>(4) スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の販売</p> <p>(5) } (条文省略)</p> <p>(16)</p> <p>(17) 介護保険法第8条第21項に基づく居宅介護支援事業</p> <p>(18) } (条文省略)</p> <p>(22)</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む国内外の会社への出資または株式を取得、保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理を目的とする。</p> <p>(1) 医療機器、再生医療等製品および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の製造および<u>輸出入</u>・販売</p> <p>(2) 医療機器および、車椅子・介護ベッド・床ずれ防止マット等福祉用具の<u>貸与</u>およびリース業務</p> <p>(3) 動物用医療機器の輸出入・販売ならびに貸与およびリース業務</p> <p>(4) スポーツ用品・健康機器・ローヤルゼリー・杜仲茶・高麗人参等健康食品の<u>輸出入</u>・販売</p> <p>(5) } (現行どおり)</p> <p>(16)</p> <p>(17) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p> <p>(18) } (現行どおり)</p> <p>(22)</p>



現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第40条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除) 第40条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

### 第3号議案 取締役1名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
えちごじゅんこ ※越後純子 (昭和42年10月14日)	平成5年5月 筑波大学附属病院研修医 平成8年9月 特殊法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(現：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)研究員 平成10年11月 ㈱日立製作所日立総合病院放射線科医員 平成15年7月 つくばセントラル病院(現：社会医療法人若竹会つくばセントラル病院)放射線科部長 平成20年9月 新司法試験合格 平成20年11月 新第62期司法修習生 平成22年1月 弁護士登録 金沢大学附属病院特任准教授 平成27年7月 国家公務員共済組合連合会虎ノ門病院	—

(注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。

2. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

3. 越後純子氏は、社外取締役候補者であり、同氏が取締役に選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役との責任限定契約について

(1)社外取締役候補者とする理由

越後純子氏は、医師及び弁護士として医療関連業界における豊富な経験及び幅広い知識と見識を有しており、その専門的な知見を当社の経営に活かしていただきたいために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

(2)社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は300万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。社外取締役候補者である越後純子氏が選任された場合は、同様の契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役小林勝美氏は任期満了となり、宮崎清英氏は本総会終結の時をもって辞任されます。また、当社グループ全体の監査体制の強化及び充実を図るため、さらに社外監査役を1名増員し、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	こばやし かつみ 小林勝美 (昭和28年11月28日)	昭和52年8月 協和医科器械㈱入社 平成5年10月 同社横浜営業所(現横浜支店)長 平成15年7月 同社執行役員 同社神奈川営業本部長 平成16年7月 同社首都圏営業本部長 平成23年9月 当社監査役(現任) 平成25年9月 メディアソリューション㈱監査役(現任) 平成26年7月 認定特定非営利活動法人腎臓病早期発見推進機構監事(現任)	9,910株
2	くわばら かずあき ※桑原和明 (昭和28年9月17日)	昭和47年4月 関東信越国税局総務部入局 平成19年7月 日立税務署長 平成20年7月 下館税務署長 平成21年7月 関東信越国税局調査査察部調査審理課長 平成25年7月 新潟税務署長 平成26年8月 税理士登録、桑原税理士事務所代表(現任)	—

(注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります。

2. 各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。

3. 桑原和明氏は、社外監査役候補者であり、同氏が監査役に選任された場合は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由

桑原和明氏は、国税局任官及び税理士として培われた財務・会計に関する専門的な知見及び豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただきたいために、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、同氏の高い専門性により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. 監査役との責任限定契約について

当社は、「第2号議案 定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、小林勝美氏及び桑原和明氏が選任された際には、両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

以上

# 株主総会会場案内図



**会場** 東京都千代田区丸の内一丁目8番1号  
丸の内トラストタワーN館11階  
トラストシティ カンファレンス・丸の内  
会議室  
電話 03 (6212) 5211

**最寄駅** J R 線 「東京駅」 日本橋口より徒歩1分  
地下鉄 「大手町駅」 B7出口より徒歩2分  
「日本橋駅」 A3出口より徒歩4分